

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【統計センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	統計センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●利益剰余金は、独法通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として処分し、第2期中期目標の期間(20~24年度)終了後、速やかに国庫納付。(25年7月4日 約29.9億円納付済) なお、独法通則法第46条の2に該当する不要財産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●統計センターでは、土地・建物は保有していない。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●統計センターでは、土地・建物は保有していない。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。</p> <p>随意契約については、平成23年度と同数の4件(霞が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料)に、平成24年度に新たに2件(電力の購入、政府共通ネットワークサービス)を加えた6件であるが、これらは、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。</p> <p>また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札案件の改善に向けた取組を引き続き行っており、結果的に一者応札になった13件については、入札説明書を受理したが入札に参加しなかった者に対する不参加理由を聴取する等の事後点検を実施した。なお、契約監視委員会に対しても当該案件についてすべて報告するとともに、今後の調達については、これらの改善を反映させることにより、さらなる競争性の確保を推進する。</p> <p><平成24年度契約状況></p> <p>1. 金額ベース</p> <p>①一般競争:908,466,566円(91.8%)、うち一者応札:658,285,566円(72.5%)</p> <p>②公 募:603,850円(0.1%)</p> <p>③随意契約:80,762,667円(8.2%)</p> <p>2. 件数ベース</p> <p>①一般競争:40件(85.1%)、うち一者応札:13件(32.5%)</p> <p>②公 募:1件(2.1%)</p> <p>③随意契約:6件(12.8%)</p> <p><参考:平成23年度契約状況></p> <p>1. 金額ベース</p> <p>①一般競争:3,760,681,132円(99.1%)、うち一者応札:378,076,720円(10.1%)</p> <p>②公 募:373,040円(0.0%)</p> <p>③随意契約:35,309,379円(0.9%)</p> <p>2. 件数ベース</p> <p>①一般競争:41件(89.1%)、うち一者応札:9件(22.0%)</p> <p>②公 募:1件(2.2%)</p> <p>③随意契約:4件(8.7%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき策定した「随意契約等見直し計画」のフォローアップを平成24年8月に行い、当フォローアップ結果を当法人ホームページにおいて公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●『独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(要請)』(平成23年6月9日 統計局長通知)に基づき、当法人ホームページにおいて公表している。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	●当法人は、関連法人（特定関連会社、関連会社、関連公益法人）がないため該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●庁舎維持管理等業務（警備、設備管理、清掃、電気）及び職員に対する健康診断、また、コピー用紙の調達等についても、総務省等と連携を図り共同調達を実施し、コスト削減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	●「公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて」（平成23年9月26日内閣府公共サービス改革推進室）に基づき、（独）統計センターLAN等運用管理業務を官民競争入札等の対象とする予定であり、LAN等運用管理業務のサービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。
○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月行政刷新会議公共サービス分科会とりまとめ）に沿い、入札実施後のフォローアップ調査を行うことによる一者応札の更なる見直しや、スケールメリットを活かした共同調達（庁舎維持管理等業務等）の拡大による調達の効率化等を図り、コスト削減に努めている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」（平成24年3月6日総務省事務連絡）に基づき、国家公務員と同等の給与削減を人事院勧告分は平成23年4月まで遡及し、臨時特例分は平成24年4月から引き続き適用している。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●統計センターは特定独立行政法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与規程は国の「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については、ほぼ同等となっている（対国家公務員指数100.1 地域勘案88.4）。引き続き、国と同等の給与水準の維持に努めていく。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	(記載不要)

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬については、ホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>総務省独立行政法人評価委員会及び総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会において給与水準のチェックを複数回受け、適切に保たれているとの評価を得ている。監事による監査でも同様の評価を得ている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 経常統計調査等に係る業務経費及び一般管理費については、第2期中期目標期間(平成24年度末まで)における削減目標を19年度予算額14.1億円に対し85%以下、金額では5か年で約2.1億円以上とされたことから、各年度の予算額を対前年度比3.2%(年換算)以上削減することとし、更に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の削減と併せ、73.5%、金額では3.7億円となり目標を達成している。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においては、当該経費を平成22年度と比較して20%削減することとされたことから、平成22年度予算額12.9億円に対して平成23年度予算額を10.3億円とし、20.2%の削減を図っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 年度計画における事業費等については、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 公益通報の受付体制の整備・運用、監事2名(業務担当・会計担当)による監査のほか、会計・情報管理等に関する内部監査を定期的に行っている。特に情報管理については、業務で個人情報を取り扱うためISMS認証を平成19年度に取得しており、毎年度、ISMS内部監査及びISMS認証継続審査によりコンプライアンスの確保に努めている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次的利用を受益者の負担により行っており、その手数料は「統計法施行令」により定められている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 5府省13調査のオーダーメイド集計、5調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次的利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成24年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は17件、匿名データの提供件数は27件で、手数料収入は509万円となっている。平成25年度以降も利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていく。</p>

6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、190,806千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、最適化計画の確実な実施（ホストコンピュータのサーバ化）と関連経費の見直し、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
	一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、67,427千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
	研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。	2a	符号格付業務の自動化（格付支援システム）の研究については、研究結果を踏まえ、平成24年度は、平成22年国勢調査の産業・職業分類符号格付、平成23年社会生活基本調査の生活時間行動分類格付、平成24年就業構造基本調査の（現職）産業・職業分類符号格付、平成24年経済センサス活動調査の産業分類符号格付に適用した。 未回答項目の機械的な補完方法（データエディティング）については、これまで研究を行っていた多変量外れ値の検出手法を用いたレンジチェック方法がサービス産業動向調査の売上高のレンジチェックに採用された。	符号格付業務の自動化（格付支援システム）の研究では、OCR機により認識されたデータを用いて直接、産業・職業大分類を格付する技術について、平成27年国勢調査への適用に向けて研究を進めている。 また、機械的な補完方法の研究では、エラー内容の回帰分析によりデータチェック効率化を図る手法について、平成27年国勢調査への適用に向けて研究を進めている。
02 政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。	2a	国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年度から政府統計共同利用システムを運営している。当該システムの政府統計の総合窓口（e-Stat）では、政府が作成、公表する統計に関する幅広い分野の統計情報をワンストップで実現するためのインターネット上のポータルサイトを実現し、システムに登録されている各府省の統計表データは約95万ファイル（平成24年度末現在）、そのアクセス件数は平成24年度で約3900万件となっている。クローラからのアクセスを除いた件数でも平成23年度の約1500万件から平成24年度は約1800万件と増加している。 また、平成24年度に政府統計オンライン調査システムを利用し「サービス産業動向調査（総務省）」、「法人企業統計調査（財務省）」、「学校基本調査（文部科学省）」、「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」、「農作物価統計調査（農林水産省）」、「企業活動基本調査（経済産業省）」、「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」など、9省庁42統計調査（平成23年度11府省44統計調査）で利用された。 平成24年度においては、統計情報利用者の利便性の向上や各府省・都道府県の事務負担の軽減を目的に、政府統計共同利用システムの機能の充実強化等のシステム更改を実施した。	平成25年度に改定される次期業務・システム最適化計画に基づき、引き続き、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	取引関係の見直し 一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。</p> <p>随意契約については、平成23年度と同数の4件（霞が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料）に、平成24年度に新たに2件（電力の購入、政府共通ネットワークサービス）を加えた6件であるが、これらは、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。</p> <p>また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札案件の改善に向けた取組を引き続き行っており、結果的に一者応札になった13件については、入札説明書を受理したが入札に参加しなかった者に対する不参加理由を聴取する等の事後点検を実施した。なお、契約監視委員会に対しても当該案件についてすべて報告するとともに、今後の調達については、これらの改善を反映させることにより、さらなる競争性の確保を推進する。</p> <p><平成24年度契約状況></p> <p>1. 金額ベース</p> <p>①一般競争：908,466,566円（91.8%）、うち一者応札：658,285,566円（72.5%）</p> <p>②公 募：603,850円（0.1%）</p> <p>③随意契約：80,762,667円（8.2%）</p> <p>2. 件数ベース</p> <p>①一般競争：40件（85.1%）、うち一者応札：13件（32.5%）</p> <p>②公 募：1件（2.1%）</p> <p>③随意契約：6件（12.8%）</p> <p><参考：平成23年度契約状況></p> <p>1. 金額ベース</p> <p>①一般競争：3,760,681,132円（99.1%）、うち一者応札：378,076,720円（10.1%）</p> <p>②公 募：373,040円（0.0%）</p> <p>③随意契約：35,309,379円（0.9%）</p> <p>2. 件数ベース</p> <p>①一般競争：41件（89.1%）、うち一者応札：9件（22.0%）</p> <p>②公 募：1件（2.2%）</p> <p>③随意契約：4件（8.7%）</p>	一者応札・一者応募の改善の徹底を図り、業務運営の透明性の確保と効率化を図る。また、真の競争性が確保されているか、統計センター契約監視委員会において契約状況の点検・見直しの状況について審議を行い、その結果に的確に対応する。
07	業務運営の効率化等 自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。	2a	5府省13調査のオーダーメイド集計、5調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成24年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は17件、匿名データの提供件数は27件で、手数料収入は509万円となっている。	利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていき、平成25年度から平成29年度までにおける収入総額を平成24年度までの実績に対し5年間換算で20%の増加となることを目指す。
08						
09						
10						

【その他】

11						
----	--	--	--	--	--	--

No.	5	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	---	----	-----	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。 ・各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割（0.7兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募等を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。 ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。 ・随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、「独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成15年4月1日理事長決定）」に基づき随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定している。 ・平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、随意契約の見直しの徹底による競争入札の拡大及び調達情報の公開等の取組を行った。具体的には、より競争原理が働くよう、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等により一層の競争性の拡大に努めるとともに、契約・入札に関する情報をホームページに公開し、積極的な情報開示への取り組みを行った。この結果、随意契約については平成18年度の30件、564百万円から平成22年度では3件、39百万円と国並み以上の比率となっており、見直し計画目標を達成。 ・「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、一般競争入札を含むすべての入札・契約の状況について、監事による監査を毎月実施し、随意契約及び情報開示を含む契約案件全般について、厳正なチェックを行い監査体制の実効性の確保に努めている。 また、平成24年度の契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の妥当性や一般競争入札における一者応札案件の調達内容及び調達手続等について点検・見直しを行い、その審議結果を踏まえ、適正な契約に努めている。 なお、契約監視委員会の審議概要については当法人ホームページで公表。 ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に推進し、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等により一層の競争性確保に努め、契約・入札に関する情報を当法人ホームページに公開し、積極的な情報開示を行っている。 さらに、平成24年8月に当該計画のフォローアップを行い、競争入札の拡大及び調達情報の公開等の取り組みを行っている。（フォローアップ結果についても当法人ホームページで公開） 	契約内容の公開、随意契約の見直し及び一者応札・一者応募の改善の徹底を図り、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表する。また、監事による監査において、入札・契約の内容についてチェックを受ける。
2	事務及び事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。 ・上記の売却等対象試算以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。 ・不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。 ・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人においては、所有する土地・建物等は有していない。 	
3	官民競争入札等の適用	大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。	1	平成21年経済センサス基礎調査の産業分類、平成21年全国消費実態調査の収支項目分類、平成22年国勢調査の産業・職業分類、平成24年経済センサス-活動調査の産業分類の各符号格付業務について民間委託を実施。	
3	受託製表業務	本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。	1	国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、各府省の統計作成を支援（平成23年度においては、20調査について受託製表を実施）。その際、活動基準原価計算（ABC）／活動基準管理（ABM）により、工程別の要員見積を精緻化するとともに、コスト管理を徹底。	
4	製表等の技術研究業務	符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> （符号格付業務の自動化） 市区町村コードの自動格付けに関する研究を実施。その研究成果を平成20年住宅・土地統計調査及び平成22年国勢調査へ適用（自動格付け率を目標に設定）。 また、統計分類符号に関する自動格付けの研究・開発を行い、平成21年経済センサス-基礎調査、平成21年全国消費実態調査、平成22年国勢調査、平成23年社会生活基本調査及び平成24年経済センサス-活動調査で実用化（自動格付け率を目標に設定）。 （未回答事項の機械的な補完方法） データの審査業務の効率化を図るため、国勢調査等の調査票データを用いて未回答事項の機械的な補完に関する研究を実施し、随時実務に導入。 	

4	組織の見直し	非公務員化	統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。	—	<p>第169回国会（平成20年）に統計センター役職員を非公務員化する内容の「（独）統計センター法の一部を改正する法律案」を提出されたが、採決に至らず審議未了となり、第171回国会の衆議院解散に伴って廃案。</p> <p>その後、平成24年5月11日に行われた独立行政法人通則法改正案及び整備法案の閣議決定により、統計センターは行政執行法人に移行し、役職員は国家公務員とすることが政府決定されたが、衆議院の解散に伴い独立行政法人制度改革関連法は廃案となった。</p>	
5	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	各調査別・各工程別（受付、符号格付等）に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。	1	業務量・コストの現状を把握・分析し、数値目標を設定した中期目標、中期計画を策定。活動基準原価計算(ABC)／活動基準管理(ABM)による業務量・コスト分析の体制・仕組みを整備し、引き続き、徹底したスリム化・低コスト化を推進。	